

# 山口県土木関係業務委託検査技術基準（案）

## 1 目的

この技術基準は、別に定めがある場合を除くほか、山口県が発注する土木関係工事に係る設計、測量、調査業務委託（以下、「業務委託」という。）について行う技術的検査（以下、「技術検査」という。）に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## 2 技術検査の内容

技術検査は、当該業務委託の成果を対象として、業務委託の契約書及び委託契約における設計図書（以下、「契約図書」という。）に基づき、業務内容に応じて以下の技術検査の項目及び別表に掲げる事項に留意して、適否の判断をするものとする。

## 3 技術検査の項目

### (1)土木関係のうち工事管理・積算技術等業務を除く

#### ア 実施能力の評価の検査

実施能力の評価の検査は、打合せ協議、当該業務委託の遂行に関する改善等の提案、検討項目・検討手法、発揮した技術力等に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

#### イ 実施状況の評価の検査

実施状況の評価の検査は、打合せ協議、当該業務委託の遂行に関する工程管理、品質管理、及び調整能力等に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

#### ウ 説明調整能力の評価の検査

説明調整能力の評価の検査は、打合せ協議、説明内容、プレゼンテーション等に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

#### エ 取組姿勢の検査

取組姿勢の検査は、打合せ協議、当該業務委託の遂行に関する責任感や積極性等に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

#### オ 結果の評価の検査

結果の評価の検査は、目的の達成度、とりまとめの的確性、ミスの有無等と契約図書を対比して行うものとする。

## (2) 土木関係のうち工事管理・積算技術等業務

### ア 専門技術力の検査

専門技術力の検査は、打合せ協議、当該業務委託の遂行に関する改善等の提案、検討項目・検討手法、発揮した技術力等に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

### イ 管理技術力の検査

管理技術力の検査は、打合せ協議、当該業務委託の遂行に関する工程管理、品質管理、及び調整能力等に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

### ウ 取組姿勢の検査

取組姿勢の検査は、打合せ協議、当該業務委託の遂行に関する責任感や積極性等に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

## 4 業務委託の成績評定

技術検査によりその完成を確認した設計等成果は、原則として山口県業務委託成績評定要領により評定を行うものとする。

## 5 修補の指示

業務委託の成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

### 附則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

### 附則

この基準は、平成20年11月20日から適用する。

### 附則

この基準は、令和元年7月1日から適用する。

別表

技術検査の項目（土木関係のうち工事管理・積算技術等業務を除く）

項 目	細 別
実施能力の評価	実施体制と執行計画
実施状況の評価	執行管理
	品質管理
	業務特性
	創意工夫
説明調整能力の評価	説明調整能力
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
結果の評価	成果品の品質

技術検査の項目（土木関係のうち工事管理・積算技術等業務）

項 目	細 目
専門技術力	目的の内容の理解
	的確な履行
	業務目的の達成度
管理技術力	業務実施体制の的確性
	打合せの理解度
	指揮系統の迅速性、確実性
取組姿勢	責任感、積極性